

60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより 免疫機能に障害を有する人について

60歳以上65歳未満の人であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者は定期接種の対象となります（障害等級1級相当）。

障害1級程度であっても、下記の障害以外（聴覚・視覚障害や脳梗塞による後遺障害等）は带状疱疹予防接種の定期接種の対象になりません。

《ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害》

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの

（1）CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、次の項目（①～⑫）のうち6項目以上認められるもの

- ① 白血球数について3,000/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ② Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ③ 血小板について10万/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ④ ヒト免疫不全ウイルス/RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ⑤ 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が月に7日以上ある
- ⑥ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
- ⑦ 月に7日以上の上の発熱（38℃以上）が2か月以上続く
- ⑧ 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
- ⑨ 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
- ⑩ 口腔内カンジタ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
- ⑪ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- ⑫ 軽作業を越える作業の回避が必要である

（2）回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの